

全国信用情報センター連合会

平成 16 年 6 月 15 日

## 全国信用情報センター連合会(全情連)加盟情報センター における個人情報の取扱いの現状等について

### 1. 個人情報の取得方法、利用の状況等

#### (1) 取得方法

##### 手段

- ・ 情報センターは、会員業者との間で締結している信用情報交換契約に基づき、会員業者からオンライン又は媒体（CT 等）により個人信用情報（本人要件情報、貸付内容、返済状況等の金銭消費貸借契約に係る客観的事実）の報告を受け、データベースに登録している。

##### 同意

- ・ 会員から情報センターへ個人信用情報を提供すること（情報センターから見れば個人信用情報を取得すること）については会員業者と顧客との間での借入申込書や借入契約書に記載されている同意文言により、同意を得ている。

##### データ

- ・ 33 情報センターには、平成 16 年 3 月末現在、1,931 万人の情報が登録されている。
- ・ 平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）に会員が 33 情報センターへ報告を行った件数は、5 億 1120 万件。
- ・ 個人信用情報の登録期間は契約継続中及び完済後 5 年間。

#### (2) 利用の状況

##### 利用目的

- ・ 情報センター自身は、個人信用情報を、会員に提供する目的以外に利用していない。
- ・ なお、会員業者は、情報センターへ照会し回答を得た個人信用情報を顧客の返済能力の調査以外の目的に使用してはならない旨が貸金業規制法第 30 条第 2 項で定められている。

## 2. 個人情報の第三者提供の方法等

### (1) 個人信用情報の第三者提供

#### 手段

- ・ 情報センターは会員業者及び提携他機関会員からの照会に基づき、該当した個人信用情報を、オンライン、媒体（CT等）により回答（提供）している。
- ・ なお、提携他機関の会員へはCRINを通じて延滞等の事故情報の提供とテラネットへの残高有り件数情報の提供を行っている。

#### 同意

- ・ 情報センターは、個人信用情報を会員業者や提携他機関会員に提供することについて、会員業者と顧客との間での借入申込書や借入契約書に記載されている同意文言により、同意を得ている。

#### データ

- ・ 会員から照会のあった件数（33 情報センターから会員に回答した件数）は、平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）で、1 億 3880 万件。

## 3. 個人情報の安全管理措置等

### (1) 個人情報保護に関する指針等

#### 倫理綱領とコンプライアンスマニュアル

- ・ 全情連では、1980 年（昭和 55 年）の OECD 理事会勧告（個人情報保護 8 原則）を踏まえ、翌年の昭和 56 年 11 月に「倫理綱領」を定め、情報センターにおける個人信用情報保護のルールを明確にした。また、平成 14 年 11 月には、「コンプライアンスマニュアル」を定め、運営基本方針及び行動規範にもとづき、個人信用情報の取扱いについて対外的な宣言を行っている。

#### 三者協指針

- ・ 全国銀行協会、社団法人日本クレジット産業協会、全情連の三者は、平成 11 年 3 月に「信用情報機関における個人信用情報の保護に関する指針」を定め、個人信用情報の保護に関する共通の理念を明らかにするとともに個人信用情報の保護に関する諸原則を定めた。

## (2) 個人情報の漏洩等の防止策、個人情報の取扱いの委託、従業員の監督

### 会員からのアクセス管理

- ・ 情報センターでは、会員業者から情報センターの個人情報データベースにアクセスがあった場合は以下の項目をチェックし、アクセス権限の有無を確認の上、回答を行っている。
  - ・ 端末機からの照会発信電話番号
  - ・ 端末機に内蔵された機器番号
  - ・ 会員コード
  - ・ パスワード
- ・ 情報センターでは、会員業者の個人情報の利用状況（照会件数及び報告件数の多寡やバランス）等のチェックを日常業務として実施し、漏洩等を監視している。

### データの暗号化

- ・ 情報センターと会員との間でやりとりされる媒体におけるデータの暗号化を進めている。

### 委託

- ・ 情報センターは、個人情報の管理とシステム運用について、33 情報センターで共同出資した(株)日本情報センター(JIC)に委託している。
- ・ JIC は、平成 10 年 3 月 14 日に「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」の認定を受け、平成 16 年 4 月 2 日には情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による ISMS 認証を取得している。JIC では、個人情報保護方針、セキュリティ目標、情報セキュリティ基本方針等を定め、個人情報の厳正管理に努めている。

### 従業者の監督

- ・ 情報センター及び JIC では、社員雇用時及び外部委託先社員等に「個人情報の秘密保持に関する誓約書」への署名を義務付けていると共に、就業規則において、個人情報漏洩に関する懲罰規定を定めている。また、入社時とその後定期的な研修を実施している。社員の個人情報データベースへのアクセスについては、アクセス権を付与する責任者を明確に定め、アクセス履歴を取得し管理している。

## 4 . その他

### (1) 情報の開示・訂正等、苦情処理など

#### 開示制度

- ・ 情報センターでは、本人開示制度を設け、情報主体からの開示請求を受付けている。
- ・ 開示した結果、登録情報に誤りがあった場合は、異議申立を受付けている。情報センターは、異議申立のあった情報を登録した会員業者に調査を依頼し、調査の結果、誤りであれば当該会員業者が訂正や削除を行っている。

#### データ

- ・ 33 情報センターにおける平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）の開示件数は、5 万 5400 件。

#### 苦情処理

- ・ 33 情報センターにおいては、消費者向けフリーダイヤルを設け、開示の受付けや苦情対応を行っている。

最寄りの情報センターにつながるフリーダイヤル 0120-441-481

- ・ 全情連においては、ホームページを開設し、個人信用情報の取扱いに関する苦情の対応などを行っている。

全情連ホームページ <http://www.fcbj.jp>

全情連消費者対応ダイヤル 03-5294-7070

以上